

特集

2



浅野 明子 Asano Akiko 弁護士

ペット法学会会員、公益社団法人日本愛玩動物協会常務理事。近著に『ペット判例集 ペットをめぐる判例から学ぶ』（大成出版社、2016年）『知って得する！ ペット・トラブル解決力アップの秘訣38！』（大成出版社、2014年）等。

知っておきたい ペットに関する法律

ペットに関する法令について

「民法」や「消費者契約法」等の一般的な法律のほか「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）「狂犬病予防法」「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（いわゆるペットフード法）等ペット固有の法律があります。政省令では、動物愛護管理法施行令（施行令）、同施行規則（施行規則）、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」、展示動物（ショップや猫カフェ、動物園等の動物）についての「展示動物の飼養及び保管に関する基準」「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等があります。

また、は虫類などエキゾチックペットの飼育では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が、野生動物では「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が、畜産動物（ミニブタなど）では「家畜伝染病予防法」等が関係します。

近年、飼育禁止規約のあるマンションでの飼育や、騒音・悪臭問題が増加傾向にあります。ふん尿やペットの死体をみだりに廃棄した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で処罰されることもあります。

また、自治体のペット条例（「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」等）や、ふん害防止条例（「舟形町環境美化推進条例」（山形県）等）での規制強化の傾向もあります。例えば、一定数以上

上の犬猫の飼育を届出制としている自治体（長野県、山梨県は10頭以上。佐賀県は6頭以上。いずれも生後91日未満のものを除く）や、移動販売での輸送先でも2日間以上の目視（施行規則8条3号）を要することを明確化している自治体（新潟県）もあります。

ペットの売買契約の基礎知識

ペットの生体販売は動産の売買契約（民法555条以下）となります。売買契約は商品と代金に対価性を持つ有償双務契約です。ショップ（売主）は買主に商品（ペット）を引き渡す義務があり、買主は売主に代金を支払う義務があります。売主または買主がこれらの義務に違反すると、債務不履行責任が生じます。また売主には、販売時に商品に隠れた（したがって買主が知っていた場合は発生しない）^{かし}瑕疵（欠陥、きず）があった場合、無過失で負う^{りかん}瑕疵担保責任があります（民法566条、570条*1）。

この瑕疵のために^{りかん}契約目的を達成できない場合、買主は契約の解除ができます。例えば、販売時にペットが外観上分からない病気に罹患しており販売直後にこの病気が原因で死んだ場合、飼育という契約目的を達成できないのでこれに当たります。重い遺伝性疾患等で生涯高額な医療費が発生する場合なども当たると考えられます。契約が解除されると、売主には返金義務が、買主には商品返還義務が生じます（原状回復義務。なお死体は返しても仕方がないので返還しない）。

*1 民法570条本文「売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。」
同566条1項「…買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。」

一方、契約目的を達成できないほどではない瑕疵の場合、解除はできず、買主は損害賠償の請求のみできます。ここでいう損害賠償範囲は値引き程度の金額と考えられます。しかし、獣医療費の高額化や返品を望まない買主の増加等から、代金額を上回るような賠償が可能かが問題となり、契約書がないケースでは一義的な解決は困難です。

売主に故意または過失があった場合は、通常の債務不履行責任(民法415条)や不法行為責任(民法709条)が発生することもあります。重要事項について虚偽を告げたり、不利益事実を故意に告げないなどの事情があれば、契約を取り消すこともできます(消費者契約法4条1項1号)。ここでいう重要事項は、商品の質、用途、対価等(消費者契約法4条4項1号、2号)です。ペットの場合、後述の18項目の説明と重なることが多いでしょう。

ペットの生体販売では 契約書が重要



生き物という商品の特性(個体差がある、幼齢個体は健康上の問題が生じやすいなど)を考えると、契約書を作り、トラブル時の対応について合意しておくことが大切です。

ただし、合意内容が消費者の利益を一方的に害する不合理な内容(売主の責任をすべて免除、故意または重過失があっても免除など)は無効です(消費者契約法8条1項、同10条)。

なお、購入後2週間以内に発病した場合の治療費負担、および購入後3カ月以内(または生後5カ月以内)に判明した先天的欠陥の場合の代犬提供義務のほかは売主は責任を負わないという契約の合理性が争われた事例で、裁判所は、一定の要件の下で責任を負担するものでその内容が目的物の性質に照らし合理的と判断し、売主の責任を否定しています(東京地裁平成16年7月8日判決)。

動物愛護管理法上の 販売業者の責任



2012年に動物愛護管理法(以下、法ともいう)が改正され、第一種動物取扱業(繁殖を含む販売・保管・貸出し・訓練・展示・有償譲受飼養・競りあわせ)は登録制に、第二種動物取扱業(非営利での譲渡し・保管・貸出し・訓練・展示のうち、飼養施設を設置して一定数以上の動物を取り扱うもの)は届出制になり、販売業者の責任が強化されました。

犬と猫の販売業者(第一種動物取扱業者)には、トレーサビリティ、終生飼養義務等の観点から「犬猫等健康安全計画」の策定(法10条3項)、個体の「帳簿」作成および帳簿の5年間の保存と毎年1回の都道府県知事への定期報告(法22条の6)等が義務づけられました。

またネット販売を防ぐため、販売業者には、あらかじめ、購入しようとする者に、販売にかかる動物の現在の状態を直接見せ(現物確認)、対面で書面または電磁的記録で適正飼養・保管に必要な情報(施行規則8条の2第2項記載の18項目)を説明すること(対面説明)が、すべてのほ乳類、鳥類、は虫類について義務づけられました(法21条の4、施行規則8条の2第1項)。**18項目**は、品種、性成熟時の標準体重・体長等、平均寿命、飼養施設等、給餌給水方法等、運動と休養、人と動物に共通する感染症、遺棄の禁止等法規制、生年月日、不妊去勢措置、病歴やワクチン接種状況(ワクチン接種していれば接種証明書の交付)、親・同腹子の遺伝性疾患の状況等多項目にわたります*2。説明の程度は、買主の知識と経験に応じて分かるように説明するよう努めなければなりません(法8条2項)。

これら重要事項説明は、購入者の署名等による確認も必要です(施行規則8条6号)。重要事項説明を行える者は一定の要件を具備している者に限られ、事業所以外で説明するにはあらか

*2 ウェブ版「国民生活」2017年6月号 特集3 9ページ表1参照

じめ登録した職員が行わなければなりません(法10条2項7号、施行規則2条4項4号、同3条1項6号)。

営業時間や幼齢犬猫の規制



犬猫の夜間(午後8時～午前8時)展示はできません(引き渡しも含む)。例外はいわゆる猫カフェで、特定成猫(生後1年以上で、かつ、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されている猫)は、登録すれば午後10時まで展示できます。

繁殖を行う販売業者は、56日齢を経過しない幼齢な犬猫は引き渡してはならないことになりました(法22条の5。ただし附則で留保されており、現在は別で法律で定める日までは49日齢規制)。幼齢の犬猫販売は、早期に親兄弟から離すことで社会化の機会を失い問題行動の原因となるおそれがある、死んだり病気になりやすい、衝動買いの誘発など多くの問題があります。

法規制の趣旨に反するケースの増加



このように幼齢の犬猫の販売規制、ネットや通信販売の事実上の禁止を行ったのですが、これら法の趣旨を逸脱するような新たな問題も出てきました。

例えば、ネット上で49日齢に満たない犬猫を紹介し、「予約」等と称して申し込ませ(契約日が不明朗なもの)、空港等店舗外で受け渡しを行い、その場で現物確認・事前説明を行う事例です。職員として登録していない代行業者に説明を行わせる違法なものもあります。引き渡し時に買主が「キャンセル」できることも多いのですが、返送で再輸送される子犬子猫の負担を考え、いわば泣き寝入りする買主もいると考えられ、動物福祉の点からも極めて問題があります。

このような販売形態が法の趣旨に反していることは明らかですが、まだ消費者問題として表面化しておらず、また仮に摘発されても代行業

者のみが責任追及され、購入を誘発しているサイト運営者の摘発は難しいかもしれません。

こうした状況を見ると、原則論に戻り、消費者(現在ペットを飼っていないなくても)に動物に対する知識を啓発する重要さが痛感されます。

その他のペット関連サービス



ペットを預ける(ペットホテル)契約は寄託契約(民法657条以下)です。ペットのシッター利用や動物病院での診療等は準委任契約(民法656条、643条以下)です。寄託契約も準委任契約も受託者・受任者には善良な管理者としての注意義務(善管注意義務)*3が課せられます。

獣医療過誤訴訟は比較的多い案件ですが、治療行為の内容が当時の獣医療水準に照らして著しく不合理であるとか、飼い主への重要な説明(手術など高額であることが多い)が著しく不十分といった事例でないと、獣医師の善管注意義務違反が認められることは少ないといえます。緊急性のない複数の同時手術で術後老犬が死亡した事案で、獣医師に不法行為責任が認められたものがあります(東京高裁平成19年9月27日判決*4)。この事案ではカルテを違法に廃棄していた(獣医師法で罰則付きの3年間の保存義務)事情もありました。

おわりに



このように、ペットのトラブル解決には、ペットの基本法である動物愛護管理法だけではなく、所管の異なる多くの法令が関係しています。また、トラブルの解決はケースバイケースですから、法令どおりにいくとは限りません。生き物という特殊性もあります。消費生活相談の現場においては、前述した法令を理解したうえで、双方の主張を整理し、話し合いでの解決へ導いていくことが大切でしょう。

*3 寄託契約が無償の場合、自己の財産に対するのと同じの注意義務でよいとされています(民法659条)、営業の一環として行っている以上はやはり善管注意義務が必要と解釈されています。

*4 『判例時報』1990号21ページ